# 平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成二十二年政令第二十八号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

* イ  
  岩手県下閉伊郡普代村
* ロ  
  三重県津市及び奈良県吉野郡黒滝村
* ハ  
  宮城県登米市、新潟県糸魚川市、静岡県榛原郡川根本町、三重県松阪市、名張市、伊賀市及び北牟婁郡紀北町、大阪府河内長野市並びに奈良県宇陀市、山辺郡山添村、宇陀郡曽爾村及び御杖村並びに吉野郡吉野町
* 一  
  この表に掲げる区域は、平成二十一年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。
* 二  
  平成二十一年六月二十二日から七月三十日までの間の豪雨による災害に係る豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。
* 三  
  平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十一年台風第十八号によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十一年政令第二百六十三号）は、廃止する。